

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		担当課	長寿介護課	検索番号	1-1
法令名	社会福祉法	根拠条項	第62条第2項		
許認可等	国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者に対する社会福祉施設 (軽費老人ホーム) の設置の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>○社会福祉法 (昭和26年法律第45号)</p> <p>(施設の設置)</p> <p>第62条</p> <p>2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつたときは、第65条の規定により都道府県の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。</p> <p>一 当該事業を営むために必要な経済的基礎があること。</p> <p>二 当該事業の経営者が社会的信望を有すること。</p> <p>三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。</p> <p>四 当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</p> <p>五 脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものでないこと。</p> <p>5 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、社会福祉施設設置の許可を与なければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、前項の許可を与えるに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p> <p>(施設の基準)</p> <p>第65条 都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和3年愛媛県条例第23号)</p> <p>○愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第23号)</p> <p>(その他)</p>					